

第4回 議会改革特別委員会

令和6年8月8日(木) 5階 第1委員会室	開 会 9 時 0 0 分 閉 会 1 0 時 0 3 分
--------------------------	----------------------------------

午前9時00分 開会

○委員長（熊谷隆男君）

それでは、改めまして、ただ今より令和6年第4回議会改革特別委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

こちらの配った、これ僕が作ってきたやつですけども、今日の進め方ですけども、まずは前回、言っていました議場、委員会への持込みに関して。2番に、討論・通告期限について。3、委員長会についてということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（熊谷隆男君）

それでは、1、議会運営の申合せ事項の見直しについて。

これではなくて、議場、委員会への持込みに関してということであります。

この間、資料をお渡ししましたけども、ここにあります会議規則152条、よろしいですか。

これ1回読みますけども。

152条、携帯品ですけども、「議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類いを着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りではない」。

これ実に昭和の文章なわけです。外とうなんていうのは、今使うこともないし、言葉として。それから、帽子も、臼井元議員が時々かぶってきよったのを思い出しますけども、ここのところ見受けられない。襟巻についてもしっかり取ってみえるということで、こういう個別のことがいいのか、そうではなくて、どういうものを持ち込んでいいのか。また、このことに関してどうなのか。皆さんの思いを、こういうものは駄目なんじゃないか、こういうものはいいんじゃないかというのをまず御意見を伺いまして、進めていきたいと思います。

それで、もう一つは、傍聴規定なので、傍聴は飲食と、それから、飲物に関しては規制があると。要は、何でこれ持ち込んだらいかんかということと言うと、つえでたいたりとか、ペットボトルが駄目なのは、それを投げたりとか、そういうことに使われるっていうことがあると。

今やパソコンは持ち込んでおるし、タブレットも持ち込んでおるという中で、電子機器の持込みを自然のままに許可しとるわけです。これ駄目なものだけを書いとるわけですけども、こういうことの示し方がいいのかということも含めて、何で僕しゃべとるかということ、この間に皆さん考えてくださいよと時間稼ぎしとるわけですけども、これからお聞きしますので、その辺のところを、御意見をまず集約したいということを思います。

今、思っとなる時点の自分の意見で結構ですので、言っていただきたいと。1人2分を目途に、よろしく願いいたします。

それでは、1番 柴田増三君。お願いします。

○1番（柴田増三君）

今言われたように、現状にそぐわないような部分については直して、文言の修正だけなら。そのようにやればいいかなと思うけど。

○委員長（熊谷隆男君）

これはできない規定というのか、抑止規定ですけども、こういうことのほうがいいのか、それでもた、抑止するとすれば、これだけは駄目というようなことがあれば。

○1番（柴田増三君）

特にそういうもの、危険性の部分も含めてやけど、あと、これほとんどが委員長、あるいは、議長の許可みたいな形があるので、そういったところを対応すればいいので、その今の特別に現状の中で、そのそぐわない部分について訂正をしていけばいいと。

○委員長（熊谷隆男君）

はい、分かりました。

次、2番 犬塚利彦君。お願いします。

○2番（犬塚利彦君）

僕は特別、意見を申し上げるようなことはないですわ。

○委員長（熊谷隆男君）

そうですか。何でも持込みは可でいいというイメージか、そうではなくて、規制はしたほうがいいと。

○2番（犬塚利彦君）

規制はしたほうがいいと思う。

○委員長（熊谷隆男君）

規制するとしたら、どういったものがいいと思います。

○2番（犬塚利彦君）

危険を伴うような行為につながるようなものは持ち込まんほうがいいと思いますけど。

○委員長（熊谷隆男君）

3番 柴田幸一郎君。

○3番（柴田幸一郎君）

僕は一個一個書かないほうです。前の文章で書いてある、議会の品位を重んじなければならないという、こういう書き方のほうが、僕はいいと思っています。

ですので、その人の個人によって大きく変わる場合も、委ねるというふうな考え方です。

○委員長（熊谷隆男君）

はい、ありがとうございます。傍聴なんかはどう思いますか。

○3番（柴田幸一郎君）

傍聴については、細かくしたいと思っています。

傍聴については、初めて来る人もおるし、何回も来とる人もおるし、それぞれ議会の品位というものの理解度が大きく違っておるので、傍聴に関してはそういうわけではないと思っています。

今ここの152条に対しては、細かく書かないほうがいいというふうに言わせていただきます。

○委員長（熊谷隆男君）

はい、分かりました。

次、4番 奥村一仁君。

○4番（奥村一仁君）

152条に関しては、個別に一個一個というのも何か線引きが難しいので、まとめて、どう書くかはちょっと難しいですけど、危険物は持ち込まないとかにするのか、会議に支障が出るものを持ち込まないとかにするのか。こういうひっくるめた感じの表現でいいかと思っています。

まあ、傍聴についても同様に、一個一個の規定はなかなか難しいかなと思っています。

○委員長（熊谷隆男君）

5番 加藤輔之君。お願いします。

○5番（加藤輔之君）

具体的に俺、注意されたことがことがあるわけよ。議長に注意されたのは、おまえは大きなかばんを持ち込むのが、よくない。それから、かばんの中からいろいろと探す。そのときにバリバリ音がするっていうことを具体的に言われたけどね。

それがここに、どういうふうに該当するかなど。

品位を汚す。

○委員長（熊谷隆男君）

加藤委員は、音が立つのでいかんということが言われたわけですかね。

○5番（加藤輔之君）

大きなかばんを、議場へ持ち込むことがいかんっていった。

○委員長（熊谷隆男君）

それで、持ち込むことがいかんのは、出すときに音がするのでいかんということの意味か。

何が入っているか分からんでいかんということなの。

○5番（加藤輔之君）

ちゅうことやろな。何が入っているか分からん。

ほか、その中を探したときに、バリバリ音がするで。

○委員長（熊谷隆男君）

それで、どう思われますか。

○5番（加藤輔之君）

音がするのはいかんと思うけど、かばんの制約については、なかなかどこまで大きくて、どこま

で小さいかっていうのは難しいなっていう。

○委員長（熊谷隆男君）

僕もそれ聞いとった覚えがあるんですけど、その後、僕、風呂敷で持ってったことが何回かあるんですけど、風呂敷ならいいのかと。ブックバンドをかけりゃいいのかとかね。そういうことになると、擦り抜けるっていうことはないですけど、いろんなことがありますよね。かばんが駄目なら、俺は風呂敷でいいのかなって持っていきよったんですけど。

その辺も含めて、また議論して。はい。

6番 福永泰子君。

○6番（福永泰子君）

個別に物を制限して持ち込まないっていうふうにすると、やっぱり今も時代が変わると、変わるので、昔悪かったものが今は必要だからっていうふうに。例えば、ペットボトルの持込みも、今だと熱中症対策が前提になって、「持ち込めないなんて殺す気か」みたいなこととかになると思うので。

アバウトに、危険物の持込みはしない。あと、不必要、進行を妨げるようなものは持ち込まないというような言い方で、特に例えば、持ち込んじゃいけないもの。傍聴の方やと、録音機器とかそういうのもいけないのであれば、それを個別で明記することは必要かと思うんですけど、あまり、特にこだわらないものに対して、何でもかんでも駄目っていうと、時代が変わると、一回一回また変えていかなきゃいけないっていう。

先ほどのかばんの話もそうですけど、それが別に危険でなければ別に構わないと思うので、そういったくくりの仕方をしたほうがいいのではないかなと思いました。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。

7番 樋田翔太君。

○7番（樋田翔太君）

持込みに関してですけども、今まで暗黙で水分等を持ち込まないようにしたほうがいいんじゃないかとか、そういうようなところがあったんですけども、今、時代も変化しておりますので、持ち込むのもよいかと思います。

ただ、詳しく規定をする必要はないかと思いますし、あと、見てて、執行部の方の発言するときも、一人答弁がずっと続いたときに、市長のところの前に水がありますけど、ほかの方が1時間ずっとしゃべって、次の人が同じようにしゃべってることがあるので、その辺も緩和次第ですけども、持込みは可ですよというようなことを通知してもいいのかなというようなことを思いました。

ただ、今、福永委員が言ってみえましたが、録音は基本的に禁止なんですよ。会議の傍聴規則に書いてありますが。

ただ、最近、苦になるのは、途中で携帯電話、音が鳴ることがあって、後でちょっと注意されるとは思うんですけども、そこでもう一回止めてでも、パシッと注意されたほうが僕はいいと思い

ます。そうすると、皆さん、ほかの方ももう一回電源をチェックしてくださいと。音、妨げにならないようなことがあって、初めて入れるっていうことを、何回も来る人も見えるので、そこでしっかりと注意されたほうが、ほかの方の気づきにもなると思いますし、しっかりと規定したほうがいいです。

以上です。

○委員長（熊谷隆男君）

今の携帯音については、傍聴の音も聞こえるわけですけど、傍聴規定にはないので、その辺については、傍聴のほうも、かと言って携帯を預けてくださいっていうわけにも言いにくいという部分もあるわけやね。個人のものを。

まあ、傍聴はそれじゃあいいわということであるのか、その辺はどう思いますか。

○7番（樋田翔太君）

傍聴の規定の13条に、「議事の妨げにならないように措置を講じること」っていうふうにあるので、そこで基本的にはなし。もう電源を切った状態とか、音が必ず出ないような状態でしか持込みは不可というふうに。

○委員長（熊谷隆男君）

そうすると、これから先の話になるんだけど、傍聴については注意喚起ぐらいで、強制的なものはないというぐらいのこの感じでいいですか。

○7番（樋田翔太君）

いいと思います。

○委員長（熊谷隆男君）

今、いろいろ御意見出ましたけど、人の意見に対して、僕はこう思うとか、私はちょっと違うと思うというようなことがありましたら、ここで伺いたいと思いますが、よろしいですか。

1番 柴田増三君。

○1番（柴田増三君）

今の熱中症の問題で、ペットボトルという話があるんやけど、あれもやっぱり何らかの形で、投げたり、それから、水筒ならいいとか何かそんな話があったんやけど、ペットボトルっていうのは、中に例えばガソリンを入れたりとか、そんなことはないとは思うけども、そういうのっていうのがあるので、やっぱりこれ、今でもそうやけど、許可制になつてと思うけど、あくまで自由というのはあんまりよろしくないのかなと思うので。

○委員長（熊谷隆男君）

今、そういう意見が出ましたので、資料の出てますところの大阪府議会議場にてっていうのがあります。はい、よろしいですかね。

これは大阪府議会なんですけども、現状は「神聖で厳粛な場であることから、飲食は原則禁止」とであると。「議員が発言を行う場所には、水差しと水入りグラスにより、飲料水を提供」と、そういうことになってます。

それで、今後これが改正になって、「議長席及び質問者待機席には、水差し等による飲料水の提要是行わず、発言予定者に限りマイボトルによる飲料水の持込みを認める」ということに修正があったと。

これは恐らく、飲料水も昔は水差しでやりよったやつが、コロナ禍の中で、やっぱりペットボトルが一般的であるということになっているあたり。熱中症のときに、水分を取らないなんていうことはよくないと。

どんどん変わってきているということも現状で、これ、「発言予定者に限り」ということになってくると、委員会の場合は皆さん発言予定者であるということになるので、予算決算委員会であったりとか、発言するにはボトルを。

一般質問に関しては、質問者はあり得ますけども、議長と一般質問者、それから、これは答弁者のほうにも関わるところであります。今のところ、市長にだけお水が出るところと思うところですけども、部長も結構厳しいんじゃないかなと。ずっと同じものが続くと、その人が全部答えなきゃいけないってことがあって、やっぱり水分補給は必要ではないかなということと思うところで。

まあ、柴田増三委員が言われたことも、そこにガソリンを入れてくるのどうのっていうことになってくると、これは最低品位やし、犯罪なので、それを取り締まらなきゃならんほど議会は低下しとるかと思われるのも、何となく。

傍聴に関しては、僕はそういう心配が多分あるのかななんて内心想うところですけども、議員、執行部に関しては、その辺のところは品位を保っていただきたいという部分でいいのではないかなという、これは個人的な感じですけど。

皆さん、持込みについて、おおむね細かく規定しないという方のほうが多かったように思うんですけども。この、例えば、つえはあかんとか。投げるもので言ったら、眼鏡でも何でも投げられるんでね。何が安心で、何が安全なんていうことってないと僕は思うわけやね。危ないことを想定すれば。

そういうことから、傍聴規定も含めて見直しをかけたいと思いますけども、皆さんでこれからの、この進め方なんですけども、大体の御意見を伺うと、その前の151条に「議会の品位を重んじなければならぬ」というのがあって、この品位を保つための携行品、携帯品っていう持込みのものに関しては、御意見としては、こういう細かく該当しなくて、安全を脅かすもの、または、議員の品位を損なうようなもの、それから、他人に迷惑をかけるもの、常識から外れるようなものはというのは、抽象的な文言になるかもしれませんが、そういうことの表示で、よしとしとして、委員長、議長はいろんなことに注意することが可であるような文言にしたほうが融通が利くのではないかなと。

それで、今の電子機器に関しては、これはまた、もう一つ新たな持込みの規定がありますので、前年からやってますけど、それはそれとして、要は筆記用具と同等のようなイメージで考えるというのが適切ではないかなと。要は、もう必要なものだという、道具ということ。携帯品ではなくて、道具という、議会進行上、必要なものとして捉えるということがいいのではないかなと。

それでは、まだ持込みは、今は飲物のことが中心でしたけど、ほかのものに関しては、加藤委員から出た大きなものはあかんよと。何で大きなものがあかんのですかと。何が入っとるかが分からんと。

何が入っとるか分からんって言えば、この時代に、ポケットに何が入るか、入るときにポケットも全部見せなさいよということになってしまわないかなという気もする。

加藤委員はそれを聞いて、理不尽に思うのか、そうやなくて、言われる、ごもつとも思われたのか、その辺はどうですか。

○5番（加藤輔之君）

もともとかばんを持ち込むといかんよということをやっとってもら。

○委員長（熊谷隆男君）

指定ないですね。

○5番（加藤輔之君）

それは今、しょうがないかなっていうふうで納得はしたよ。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。それは大きさはどんだけやっていうことになってくるわけ。

○5番（加藤輔之君）

その辺は難しいよな。

○委員長（熊谷隆男君）

うん。そういうこと、それはそのときの議長が目に残ったら注意するということぐらいのことしかなり得ない。

あんまり目に余るものは、議長、委員長の判断でっていうことにしたらいいかなというふうに思いますけども、どうかなと。

ほかに、例えば、スマホのことも出ましたけど、スマホについてはどうですか。持ち込まないほうがいい。

ただ、国の予算決算委員会なんかを見とると、結構見とる人だっておるんですね。国会議員のね。これはタブレットと、そのスマホの持つ能力というか、使用用途っていうのが重なる部分があってということですけども、あれは最初、スマホを禁止したのは、外部とのつながりを絶つと。要はカンニングを防ぐようなイメージっていうのがあったわけですけども、それで音が鳴るということですけども。ほかに御意見があれば、挙手でいかがでしょう。

はい。

○7番（樋田翔太君）

水分の話にちょっとなっちゃうんですけども、水分で蓋ができるものとか、何かある程度の縛りをつけといたほうがいいかなと僕は思って、会議中に資料でパンと倒して、グシャってなってしまって、議事の妨げになるようなこともあるかなと思いますし、それを傍聴の方はそこも書いてないので、外に出てから飲んでくださいっていうふうにしておくのか、その辺は決めとかなないと、持ち

込んで勝手に飲んじゃったりだとか、そういうときに注意しにくいところがありますよね。

僕としては、何か蓋ができればいいのかなと思いますけど。

ペットボトルでも水筒でも。

○委員長（熊谷隆男君）

さっきの大阪府のやつのように、発言の予定者があるもの。要は委員会やわね。委員会と、答弁者。しゃべる予定がある人とはいうことは、大阪府議会、適切な文言かなと。

それで、マイボトルと規定してるというところが、今の樋田委員の言うところの規制に当たってるのかなと。ボトルやないやないかというものはね。

ペットボトルもボトルであるということで示しとるのかなと思うところであります。

もう一つ、その次のやつの県内の資料があります。

議会事務局総務課長 加藤真由子君。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

ちょっと見にくくてすみませんが、一番左側が議場への、議員が御自分でペットボトルとかを持参できるかどうかという意味で、次が事務局が提供する。今のうちのやり方のことです。

委員会室も同様に、議員が持参するのと、事務局がそこに置いているかというような意味です。

「有」ってなっているところが、例えば、議場ですと、高山、羽島、土岐、山県、飛騨となっています。ここが議場への、御自分が持ってきたものを持ち込める市です。このうち、土岐市などは、コロナによってそれまで持込み不可としていたものを可に変えたところです。

「有」のところは、その右の欄の「持参・持込み有の場合の規定」とあるんですけど、議場の種類というのが、ペットボトルなのか、蓋つきなのかというような規定があるかどうかというところが書いてあります。

次に、机の上に置くか、置かないかという規定を定めているかという質問になっていますので、議場の場合と委員会室の場合で、持込み可なら、その種類に規定があるか。机の上に乗せるかどうかの規定の表示になります。

○委員長（熊谷隆男君）

これね、大きい声で言えんけども、瑞浪市の規則規程は、みんなおおむね多治見の規定に準じるところがある。今の喫煙規定でも何でもそうですけど、みんな多治見に準拠しとるということがあって、独自性がないって言えば、独自性がないし、今、委員会と議場を分けとるけども、瑞浪市の場合は、予算決算委員会なんかは議場を使つとるわけ。場所で指定できないということがあるわけよね。

もうその形で言えば。やっぱりそのところは見直さなければいかんのかなということだと思うところで、これを申合せ事項に、これ文言で書くべきか、先ほど言ったように、持込み規定についてはそういう抽象的になっていうか、総体的な概要の規定だけをして、それで、僕はこういうふうに決めるということであれば、先ほどの発言予定、発言するから喉が渇くということで捉えるのか、熱中症対策で飲物が欲しいということもあると思うんで、そういうことにするのか。

人数がこれだけ少なくなっていく中で、議員も、その個々の常識を信じてもいいのではないかなっていう、そんなことはほかの議員からも注意があるわけやから、いいのではないかなという気もするんですけども、その辺についてはどうですか。

4番 奥村一仁君。どうですか。

○4番（奥村一仁君）

そうですね。

○委員長（熊谷隆男君）

柴田幸一郎委員、どうですかね。

○3番（柴田幸一郎君）

僕はいいと思います。

いいと思いますし、その人によることだって大きいということで。

○委員長（熊谷隆男君）

ああ、そうだよな。

福永委員、どうですか。

○6番（福永泰子君）

これ、ちなみにペットボトルが駄目な理由は、先ほどの投げる危険性があるからなのか、品位の問題で、ペットボトルに口をつけて飲むことが好ましくないという意味なのかで、ちょっと私もペットボトルで初めの頃にすごく親に叱られた覚えがあって、みっともないって言われたんです。今はもうそれが普通。

大きいペットボトルはシェアする目的なので口をつけないですけど、あれは個人のものっていう感覚なので、もしかすると品位の問題でペットボトルが駄目っていうのはちょっとどうかなと思うんですけど。

○委員長（熊谷隆男君）

まあ、人に飲ませるわけやないのでね、自分だけが飲むわけやから。

それで、まあ、マイボトルでなら、もういいですよってしたら、2リットル持ってきたりしたら、それは、151条の品位に欠けるに引っかけるといようなイメージっていうのが、倫理の問題になるかもしれんけども、そういうことに含めたほうが、携帯品はあまりこういう時代になってきて、昔のやつを踏襲していくばかりだと本当に変わらないので。

気候が変われば、こういう感染症も出てきとる中では、やっぱり多少考えなきゃいけないと。

かつては、寒いので膝掛け入れるのにも注意されるようなことがありよったんやけど、寒いときにこれなんであかんのって、何で膝掛けがあかんのっていう時代もあって、そういうことを思うと、もうちょっと議論に集中できる、体調を維持してもらおうっていうのが僕は大事ななということと思うわけですけども。

犬塚委員、どうですか、その辺は。

○2番（犬塚利彦君）

ペットボトルについては、やっぱり発言する、せんにかかわらず、水を飲するときがあるので、そういう規定はなくして、自由に個々、持ち込んでいいと僕は考えますけど。

○委員長（熊谷隆男君）

樋田委員。

○7番（樋田翔太君）

私も、熱中症とかそういうのもあるんで、持込みでいいと思うんですけど、他市では事務局提供なしのところも結構あるんですよ。だから、自分で持ち込んでいい代わりに、もう事務局の提供をなしにするっていう方向でもいいかと私は思います。

○委員長（熊谷隆男君）

いつもここに置いてあるお茶をもう持込みにすればなしでもいいんじゃないかという御意見やな。

まあ、持込みを可とすることの前提で、その後の話としてそれをという、そういうことがあってもいいということですね。

どうですか、皆さん、御意見は。

これも集約の仕方は議論が分かれるところで、皆さんの御意見を集約させていただいて、委員長と事務局でそういう、法的あれを考えて、文言を作って、次回にこんなような、152条の改正は議会運営委員会を通さなきゃいけないので、案を作りまして、たたき台で皆さんに開示して、ここに載せるべきものは携行品、携帯品であるので、ペットボトルを何てことは書き込まないんですよ。

それで、それについては注意事項であるとか、伝える。

議会運営の申合せ事項のほうがいい。関する申合せ事項へ行くと。

規則やから、それを申合せのほうで細かく入れるということで。

会議規則のほうについては、議決が要るので、そのことで152条のところだけをまず取りあえず変えると。その今のペットボトルの意見も参考にして、議会運営委員会へ上げて、申合せ事項に追記するようにしてもらおうということですけども、それについても御意見伺いますけど。

そろそろ意見をまとめたいところと言えば、まずは152条の改正については、文言をもうちょっと相対的な、概要的な内容に変えるということとしたいと思います。

飲物の、飲食に関しては、申合せ事項でペットボトルの持込みの可でありますけども、まあ、それこそ中に危ないものを入れてペットボトルを持ってくるっていうようなことが危惧されるっていうことも意見でありましたけども、そういうことは品性に関わることであるし、刑事罰に当たるような話ですので、ここでは。

申合せ事項においては、ペットボトルについてはいいのではないかとということで、申合せ事項に関しては、議会運営委員会に変更が重ねられるということですので、本委員会としてはまず152条については、文章を一応、委員長に一任させていただいて、概要にするということをお願いしたいと思います。個別に書かないで。

それで、今出たペットボトル、飲食に関しては、こういう意見がありましたということを議会運営委員会に報告すると。議会運営委員会に報告すると、それが各会派へ持ち帰りになるかと思いま

すけども、そこで全員の意見の集約。そのときには、ある程度、今、ここで発言されたことは思いですので、この人がこういうことを言ったということも含めて、皆さんに理解していただくと。

これどれが正しいって決められないですし、多数決でもなるべくなら皆さんの合意形成をなしたいというところで、最後はそういうことになるかと思いますが、構わんでもいいんじゃないかっていう意見もあるでしょうし、そこまで規定するのに。

それに対して、樋田委員が言ったみたいに、事務局による水の提供もなしにしたらっていうのは、そういうところでまた話をしていただける。

○5番（加藤輔之君）

そりゃあ、もう困る。

○委員長（熊谷隆男君）

困る。

○5番（加藤輔之君）

お茶も絶対欲しい。

○委員長（熊谷隆男君）

そこは欲しい。

○5番（加藤輔之君）

うん、欲しい。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。

○1番（柴田増三君）

もうこの時代、事務局がどうのこうのということじゃなくって、今のペットボトルの持込みとかそういった話が出れば、議長も自分で水ぐらい持って来ればいいやん。

○7番（樋田翔太君）

そうです。

○委員長（熊谷隆男君）

要はね、議会事務局が入れるのっていうって、本会議のときぐらいやね。全員協議会のときも出ないんじゃないか。出とるかね。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

委員会と本会議。

○委員長（熊谷隆男君）

委員会と本会議っていう規定で行くと、そう回数的にはそんなに多くなかったわけですよ。で、委員会に出すというのは要らないような気がするんやけど、本会議は執行部も飲む可能性もあるので、飲んでいってもらってもいいかなと思うので、それは思うところですけど。

○5番（加藤輔之君）

傍聴も結構飲みよる。

○委員長（熊谷隆男君）

本会議。本会議は提供しておる。これも含めて、議会運営委員会でやるならここで、こういう意見があったということは、議事録取ってますので、会派のほうでも話す。

今ここで意見を言っってもらえれば、ここの様子が分かるので、言っただく分には。何かあれば。

柴田増三委員。

○1番（柴田増三君）

今言ったように、自分で持ち込むっていうのは、特に事務局が持ち込んで準備するとか、そういうことはもうなくしていったほうがいい。

○委員長（熊谷隆男君）

ペットボトルの持込みは可でっていう方向でいいんですかね。

はい。

○7番（樋田翔太君）

あと、何か大阪府は水ですけど、個人的にはお茶ばかりなので、あと、ペットボトルを持ち込む際はラベルだけ取ったほうがいいと思う。

○7番（樋田翔太君）

外せるとは思うんですけど、前にどこかの議会で、商品の説明とかをしちゃったんですね。一般質問をやったときに。それをやると、じゃあ、その商品を説明するっていうやつを、議会の時間を使って何でやらなきゃいけないかっていうようなことになっちゃうし、映り込んだときに、その商品のPRみたいなものになってしまうのもおかしい話になるので、基本的にはラベルのないものというか、隠れている状態というのは気をつけるべきかなと思います。

○委員長（熊谷隆男君）

まあ、それで行くと、例えば、僕なんかも中日新聞って言っちゃうんやね。これは岐阜新聞に出ただけだって、これもいかんのかということになってくる。そやけど、一般質問でしゃべってしまったらそれまでやもんで、言ったもん勝ちじゃないけど、それはもう注意すべきことであるかどうかというのがまた難しいところであるわけやし。

そやけど、それを規制すると話が見えんっていうことも。

○7番（樋田翔太君）

それもありますね。

○委員長（熊谷隆男君）

あるんだよね。議論のところで、言いたいことが伝わりにくいっていうこともあるので、発言に関してはあれやけど、今の持込みに関してはずっとここに、今、画面が映るとるので、コマーシャルのようにおーいお茶が出とってはあかんやないかということやらというふうに僕は思うわけやけど。まあ、その辺のところは良識ある判断で、今後のお話で。

取りあえず、152条については、文言をそういう方向で、これ法制にも関わることですので、事

務局と委員長に一任いただいて、皆さんの方向性で変更すると。

次の議会運営委員会前までに皆さんにその案を提示、これは集まっていたかずに、配付にするかもしれませんけども、御了承ください。で、議会運営委員会に上げて説明して、諮ってもらおうと。

恐らく議会運営委員会も、議会運営委員会の委員だけでは決めにくいというか、全員に関わることで、持ち帰りになるかというふうに思いますので、各会派で考えていただくということになるやろうということで行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（熊谷隆男君）

それから、次に、討論の通告期限についてですけども、これが、どこに書いてある。

討論の通告期限は、申合せ事項の22になるんですか。

○7番（樋田翔太君）

22です。

○委員長（熊谷隆男君）

そうやね。議会運営の申合せ事項の討論、会議規則の53条、60条にも関わりますよということで、詳細についてここに規定しとるところで、「通告期限は採決の前日、正午までとする。ただし、提出日が休日になる場合はその前日とする。討論は全て正面演台へ登壇して行う。討論の順番は、議長が定める」ということになってます。

これはどういうことかという、5時までって今ではなっとるわけやけど、討論というのは通告制を採用しとるので、例えば、犬塚委員がこれに反対しますよっていうのを5時までに出されると、5時以降に賛成討論が出せるかどうかという、次の日の朝、犬塚委員から昨日、4時55分に出されましたよっていうのを知っても、開会までの9時までの間に反対討論を考えなきゃいけないと。

せめて昼ぐらいまで、または3時ぐらいでもいいかもしれんけども、もうちょっと早くすれば、通告をされた時点で全議員に今ならすぐに通告ができると。これは会派でもむことではなくて、討論というのは個人の。まあ、会派で相談するんやけども、個人なんです。

っていうのは、学校の統合のときに会派の中でも賛成、反対というものの意見が出たときに、どちらもやれるという可能性っていうのはあるわけで、身近なものに関しては、特にそういうことが起きる意味でも、討論自体は議員の権利ですので、議員全員に、皆さんにお知らせすると。

それが5時ではちょっと厳しいと。5時に通告出されて、皆さんに伝えるのが5時半で、もうここが閉まってあれしとるところに、通告の申出を次の日の朝にせなんっていう。会派に相談するにしても大変だということで、通告時間を正午ぐらいにしてはどうかと。もしくは3時ぐらいまでにしてもどうかということですけども、この辺について御意見があれば。

これは指名か挙手でお聞きしたいと思いますけども。

樋田委員、どうやね。

○7番（樋田翔太君）

私は正午でも構わないかと思います。

○委員長（熊谷隆男君）

正午で。

○7番（樋田翔太君）

はい。言論の府ですので、戦わせるためにも、早めに出していただかないと対抗というか、それぞれ考えることができないと思います。

○委員長（熊谷隆男君）

これ一つ断っておくのは、委員会の場合は今、通告が取れないので、挙手発言になるわけです。それで、本会議でも議長は「質疑、討論はありませんか」って聞きますから、そのときに手を挙げれば発言はできるわけです。

基本は通告制で、順番も規定がありますから、反対から始まって、反対、賛成、反対、賛成の順で行くというのは原則決まって。これは決まっとるわけですから、それ自体は。

挙手も拒否すべきものでないの、ありますけども、基本は通告制で、できる限り円滑な議会運営をやるためには、通告しなさいよということで、その時間が5時ではあまりにきついではないかということですから、今の樋田委員が言うのは、そういう基本がやっぱり正午まででどうかと。

ほかに御意見があれば。

1番 柴田増三君。

○1番（柴田増三君）

僕も正午でいいということやけど、通告制の形の中で、僕は以前からも挙手でやったことがあるけど、やっぱり討論で反対、あるいは賛成いった立場で、同じ立場におるんやけど、その中身が若干違うというような部分で、当然、同じ会派の中からそういう討論をされたわけやけども、やっぱりその中に足りない部分とか何かあって、やっぱり自分で言いたい部分があって、自分で手を挙げて発言したことがあるけども、そういうことでの話です。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。何度もあります。もう館林元議員なんかは毎回のようにはやりましたので、そういうことってあり得る話ですけども、それはそれ、通告制は基準という。

何がというと、反対をやって、聞いとるうちに言いたくなったので手挙げたっていうのは、全く関連質問と一緒に、人の意見を聞いて腹が立ったでというようなことというのは、何となく議員としてはふさわしくない。

通告制を取る理由としては、やはりそれに対してある程度、推敲してもらわないとよくないということ。委員会ではそれはちょっとはばかれるところですけど、それまで議論してますのでね、委員会では。挙手でいいかなというふうに思うんです。

今のところ正午ということですけども、皆さん、違う御意見なり、賛成。

どうですか、通告。正午までに。

○7番（樋田翔太君）

大丈夫です。

○委員長（熊谷隆男君）

よろしいですか。

○4番（奥村一仁君）

個人的な意見なんですけど、その先に知りたいということを考えれば、例えば、3日前とか2日前っていうことも考えられるっていうのは思ってます。今は大体、討論される方が事前に情報をくれるので、併せて一緒に出すことができるんですけど、当然、前日の報告書を持って定めなければ、そこから討論を考えなきゃいけない。

そういうことを考えると、1日、2日余裕があると。

○委員長（熊谷隆男君）

これね、何でもかという、常任委員会で、そのときに討論で手を挙げた人は必ず本会議でもやるわけよ。正直なことを言うと。そやから、通告制でも、予測ができる場合がある。

これ、予算決算委員会でこの間もあって、予算決算委員会でこれについては反対やっていって、手を挙げて、委員会で発言すると、本会議のあれも、議決をするときにも同様に通告はされてるんやけど、そうでない場合があるわけ。

予算決算委員会は素通ししといて、本番だけ、そのときについていうことであれば、3日でもというか、常任委員会のあと何日間でもいいんやけども。

5番 加藤輔之君。

○5番（加藤輔之君）

ちょっと委員長、暫時休憩してください。今、説明しよる。

○委員長（熊谷隆男君）

まあ、説明、できたら後にしてもらいます。

○2番（犬塚利彦君）

失礼しました。

○委員長（熊谷隆男君）

今言ったのは、3日前でもいいやないかということやけども、委員会で挙手で討論されると、本会議ですることが見えるので、おおむねやられることが予測できるということで、決まってるんやけど、委員会で討論せずに本会議だけ反対討論されるっていう場合もあるので、それを3日前でもできるんやないかという話がやけど、その3日前という捉え方がいいのか、委員会終了後、何日後までとかっていうふうでもいいかも分らんわね。そういうことで言えば。

○7番（樋田翔太君）

よろしいですか。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。

○7番（樋田翔太君）

執行部から途中で議案が上がってきて、例えば、一般質問最終日に委員会を開いて、1日空いて

すぐ最終日とか、そういう形もあり得るかなというふうに思いますので、前日正午というのを一応基本とするというところぐらいにとどめておいてもいいかなと僕は思うんですけども。

ただ、討論を作るのに時間が要するというのは分かるので、その辺はやっぱり議論して決めてしまえばいいかなと思います。

○委員長（熊谷隆男君）

事務的には正午ぐらいまでに出れば、何ら差支えがないっていうことでいいかね。本会議やいろんなことの事務的関わりがあると思うけども、そういう点では。

○議会議務局総務課長（加藤真由子君）

事務的には正午なら。

○委員長（熊谷隆男君）

映すほうの形で時間を考慮してほしいということやね。準備するのに。

それでは、これについては一応、変えるということは皆さん賛成だということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それで、正午であれば、事務局も可能なので、基本、正午までと。できればなるべく早く出してもらおうということも含めて、奥村委員の意見も思ったところもありますけども、今日まで考えていただく、正午までと。前日正午までということにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

これについては申合せ事項ですので、これも議会運営委員会に上げて認めていただくということをお願いします。

○委員長（熊谷隆男君）

次に、3の委員長会についてですけども、これについてはまるきり委員長会という名目が出てなかった。

だから、委員会協議会、議員協議会というのがあって、前にもこれ話しましたが、委員会で委員だけ寄せて委員会で開くのか、勉強会で開くのか、連絡事項だけなのによってというようなときは、この委員会協議会を使ってもらえばいいわけですね。

委員長さんが昼飯食った後に少しちょっといいですか、委員会協議会を開きますというようなぐらいのペースで使ったとて構わないのではないかなというふうに思います。

ここの協議会の中で、委員長会っていうのがないわけです。全くに。それで、委員長会については、ここに追加しなきゃいけないということを思うわけです。議長が招集で、委員会を開催することができると。

それだけでいいのか、多少文言を必要とするか。委員長会の規定を作るべきかどうかを、まず今日はそこまでをお聞きしたいというふうに思います。

○3番（柴田幸一郎君）

委員長会というものを作るかどうか。

○委員長（熊谷隆男君）

ここの申合せ事項に入れるかどうか。

これはもう事務局案と思っていただければいいようなところでありますけども、こういうことでどうかということです。

これ、案で、全く委員長が知らないわけではなくて、議会事務局総務課長と話していたことが形になって出てきとるなということで、文言としてこういうことぐらいがいいんやないかなということで、規定を考えていただきました。

それで、招集が大事で、これ議長または委員長ということでの要求によって議長が認めると。この間、棚町議員が予算決算委員会で委員長会を開きますとか、常任委員会だけでの委員長だけ集めますっていうことをやっとするけども、あれはやっぱりよくないと思う。

目的も何も分からないのに、やっぱりそれは議長の承認を得るべきやというふうに思うので、委員長会を開く中で、こういう目的で開催しますよということで、許可を取って開催する。

何となく公的でないもの、各委員長さんには了解を得ましたって言ったら、常任委員会の委員長さんだけの了解っていう。これって、効力があるのっていう話で。単に決まったところでない、お茶飲みながら話した話じゃないのっていうようなイメージはよくなくて、やっぱり正式に上げて議事録を第三者が入ってしっかりとってもらおうと。何を話したかを。打合せなら、個別で勝手に個人でやってくださいっていう話やけども、招集をするかけ方っていうのは、僕はちょっとあんまり議会にはそぐわないだろうなというふうに思います。

そういうことも思う意味で、委員長会の提示案でありますけども、これはすぐに追加する文言でするので、追加を認めてもらって、今のこの案について、委員長会の案について、今見てすぐに答えも出ないことでしょうで、次回までぐらいに可とする、修正がある場合は事前に言ってもらってもいいですし、そのときに言ってもらう。

まず、追加する、文面に残すという、申合せ事項に残すということだけは皆さん、御異議なければ決めたいと思いますけども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷隆男君）

それでは、そういうことで、今日、もう一遍、復習のように話しますけど、持込みのことに關しては、御一任いただいた上で、先ほど皆さんの意見をいただいたことを集約して、152条に關して文言を変えると。

それに附帶するペットボトルやあれについては、申合せ事項にお願いをするということで、文面ができれば皆さんに提示したいと思います。

それから、討論の通告期限に關しては、前日正午に訂正ということにしたいということで、その理由というのは、事務的なことであつたりとか、反対討論があれば、次の賛成討論の告知を皆さんにさせていただくと、管理するということで、正午までということにしたいと。

それから、3の委員長会については、追加の文言を考えます。これは事務局と相談して作った案

でありますけども、どうかと。代理出席、協議事項まで細かく書いてありますけども、協議事項をここまで細かく規定しなくても、協議すべき案件についてぐらいのことでもいいのではないかなと。委員長会でありますので。

それで、基本は委員長会の招集は、委員長さんが委員長会を開いてもらいたいなというときには、やはり議長に承認を得てもらうということだけをしていただければ、招集の元は委員長からも出せるということ自体は明記したいというふうで。

もしこれ一回読んでいただいて、文言に修正があれば言っていただければ、次回のときに決めていただければと思います。意見言っていただければということで、宿題のような形ですけども、考えておいてください。

次の予定のところで、請願・陳情、要望及び市民政策提案とありますけども、ここがなかなか明確でない部分もあるので、もう一遍、そのところについて皆さんでちょっと事前に読み込んでいただければありがたいと。

市民政策提案の活用が少ないのは、あまりにも何日前に出すとか、出たやつの全てを受け取らんなんかということの網かけが議会運営委員会というふうになってますけども、議会運営委員会の開催で市民政策提案を議会にっていうことが本質ではなくて、思いついたときにすぐに言えるということが、いつ何ときでも市民にとってはありがたいと思うんですね。

例えば、何か事件が起きたと。大湫のことで市民政策提案ありますよと。この時期逃しちゃったら、もう12月かって、こうなっちゃうと。これっていうのは、市民にとっては全然便利なシステムではなくなるので、市民政策提案を誰もが出してもらう。ただ、それを受理するか、受理しないか、それを受け付けるかどうか。

この間出たのは、市外の業者の方で、これやってほしいって提案をされる。そんなの商売やないかとなる。市民の皆さんの意見ということでない、営業活動で市に言ってくれよというのではないので、却下できるということにしないと、なかなか難しい。

このことについても、ちょっと一回、市民政策提案をもっと使いやすい、市民の人が簡単に要望ができる。

一番違うところは、プレゼンができるということやで。ここへ来て、その人が20分間なり、言いたいことが直接言える。要望や請願や、陳情は、文書だけで回るだけやから、出した人が全然、どういう経過かが、理由が分からないわけね。

これが、この市民政策提案はプレゼンができて、答えを聞くことができるということで言えば、一番それが大きいわけですので、この採択、不採択、あれも議場報告だけで、効力は何もないわけですから。現実的には。なるべく市民の皆さんに使っていただきたいと。

広報のほうでも、決まったら広報してほしい。市民の皆さんにこういうことに使えますよとかね、新しく申請があった。なるべく利用してもらうことにしたいということで、次回。

それから、もう一つ、モニター使用についてですけども、これは行政のほうもモニターを使ってくださいよっていうことですけども、これについては、こちらでこう使いたいって言っても、向こ

うがそんなやつでやりたないっていうところであるので、これは、議会事務局長、議会事務局総務課長も含めて、事務局に対応してもらっておるところで、皆さんの御意見も伝わるし、向こうの事務的なことであったり、機器の問題もありますので、それは御一任いただいて、それまでに今、段取りをしていますので、報告の形で次回、こういう形になりましたということにさせていただこうと思いますので、お願いいたします。

そして、最後に6番、議案質疑については、質疑のやり方というふうにしたほうがいいのかもありませんけども、扱いたいと思います。

次回は市民政策提案を申請する提案と、今日の報告を兼ねたようなことで進めたいと思います。

日程は、議会前の、お盆過ぎ、お盆は休みたいと思いますので。

あれなら議会の最中になるかもしれませんが、いろんなことが重なりますので、なるべく早めに、1週間、2週間前には日程をお知らせしたいと思いますので、できれば議会運営委員会が開かれる前にやると、本当はそこへ出せるという思いもありますけど、議会運営委員会は21日。それに合わせるか、それに合わせないで、開会してから議会運営委員会がありますので、できれば一番考えられるのは21日前、十五、六日以降から21日までで入るところがあれば開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番 柴田幸一郎君。

○3番（柴田幸一郎君）

その他質問。いいですか。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。

○3番（柴田幸一郎君）

この6番の議案質疑については一番時間をかけたい、そして、一番討論したいということで、議会改革特別委員会も日帰りの視察を考えてますというふうに前回言われました。

それで、その考え方を8月中に話しますよというようなことを言われてたんですが、どんなふうに考えているのかをちょっと教えていただけますか。

○委員長（熊谷隆男君）

視察に関してだよね。

○3番（柴田幸一郎君）

はい、そうです。

○委員長（熊谷隆男君）

この辺では飯田、高山というのが議会改革が非常に進んでおるところで、可児も進んでいますけども、ちょっとパフォーマンス的かなと内心想うところですけども。

本来で言えば、議案質疑にかぶせて飯田がいいかなということで思ってたんですけども、もうちょっと勉強させてもらって、移住政策とかいろいろやっとして、一回、皆さんお聞きするといいのではないかなと。畑つき借地、借家なんかもやっとした。昔ですけどね。

ただ、日程的に、やっと今、議会運営委員会も出てきたし、それから、会派のほうもあって、日程的に決めにくい。

今は行く方向で検討したいと。日帰りになるかと思えますけども。特別委員会で宿泊はないので、どうしてもそういうことになりますけども、入れたいと考えてますので、お願いします。

まあ、そのためにも、議案質疑、9月、10月ありますので、議論すべきことはその辺で収まるだろうというふうな予想でおりますので、お願いします。

ほかに何か質問、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷隆男君）

それでは、これで令和6年第4回議会改革特別委員会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午前10時03分 閉会